

# 浜田市国民健康保険運営協議会議案

(令和6年度第2回)

日 時 令和7年2月13日(木)  
午後1時30分から3時30分(予定)

場 所 浜田市役所 4階 講堂ABC

浜田市国民健康保険運営協議会

## 次 第

1	開 会（会の成立宣言）	
2	市長挨拶	
3	会長挨拶	
4	市長諮問	P. 3
5	議事録署名委員の指名	委員 委員
		（ 医薬 代表 ） （ 被保険者 代表 ）
6	報告事項	P. 4
	報告第 1 号 令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計決算について	P. 5
	事業勘定	P. 5
	直営診療施設勘定	P. 6
	報告第 2 号 令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算について	P. 7
	事業勘定（第 1 号）	P. 7
	報告第 3 号 令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算について	P. 8
	事業勘定（第 2 号）	P. 8
	直営診療施設勘定（第 2 号）	P. 9
7	協議事項	P. 10
	諮問第 1 号 令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（案）	
	について	P. 11
	事業勘定（第 3 号）	P. 11
	直営診療施設勘定（第 3 号）	P. 12
	諮問第 2 号 令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算（案）	
	について	P. 13
	事業勘定	P. 13
	直営診療施設勘定	P. 14
	令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算（案）説明資料	P. 15
	〔事業勘定〕概要	P. 16
	〔直営診療施設勘定〕概要	P. 23
8	その他事項	P. 26
9	閉 会	

# 浜田市国民健康保険運営協議会委員名簿

1 任 期 令和4年11月1日から令和7年10月31日まで（3年間）

2 委員名簿

（令和7年2月13日現在）

※浜田市国民健康保険条例（平成17年浜田市条例第151号）第2条に規定する委員の定数 17

# 諮 問 書

保 第 699 号  
令和 7 年 2 月 13 日

浜田市国民健康保険運営協議会 御中

浜田市長 久保田 章市  
(保険年金課)

国民健康保険法第 11 条に基づき、下記事項について諮問いたします。

## 記

### 諮問事項

- 1 令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案について
- 2 令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について

以 上

〔 報 告 事 項 〕

報告第1号 令和5年度浜田市国民健康保険特別会計決算について  
(事業勘定) 歳入歳出決算総括表

(単位：円)

区分	款	令和4年度		令和5年度		対前年度 増減額 (E) : (C)-(A)
		決算額 (A)	予算現額 (B)	決算額 (C)	対予算増減額 (D) : (C)-(B)	
歳入	国民健康保険料	795,252,491	710,853,000	<b>720,426,398</b>	9,573,398	▲74,826,093
	一般被保険者	795,080,975	710,784,000	<b>720,421,568</b>	9,637,568	▲74,659,407
	退職被保険者	171,516	69,000	<b>4,830</b>	▲64,170	▲166,686
	一部負担金	0	2,000	<b>0</b>	▲2,000	0
	使用料及び手数料	538,000	700,000	<b>523,632</b>	▲176,368	▲14,368
	国庫支出金	19,000	0	<b>58,000</b>	58,000	39,000
	県支出金	<b>4,447,969,833</b>	4,483,166,000	<b>4,381,386,950</b>	▲101,779,050	▲66,582,883
	保険給付費等交付金(普通)	4,253,614,833	4,297,921,000	<b>4,206,521,950</b>	▲91,399,050	▲47,092,883
	保険給付費等交付金(特別)	194,355,000	185,245,000	<b>174,865,000</b>	▲10,380,000	▲19,490,000
	財産収入	729,530	855,000	<b>855,011</b>	11	125,481
	繰入金	<b>587,668,135</b>	598,150,000	<b>544,356,842</b>	▲53,793,158	▲43,311,293
	一般会計繰入金	587,668,135	588,150,000	<b>544,356,842</b>	▲43,793,158	▲43,311,293
	財政調整基金繰入金	0	10,000,000	<b>0</b>	▲10,000,000	0
	繰越金	45,689,295	25,767,000	<b>25,767,024</b>	24	▲19,922,271
	諸収入	17,156,372	15,453,000	<b>14,481,861</b>	▲971,139	▲2,674,511
	歳入合計	<b>5,895,022,656</b>	5,834,946,000	<b>5,687,855,718</b>	▲147,090,282	▲207,166,938
	歳出	総務費	143,903,709	160,697,000	<b>137,805,534</b>	▲22,891,466
保険給付費		<b>4,263,654,964</b>	4,309,667,000	<b>4,215,252,304</b>	▲94,414,696	▲48,402,660
一般被保険者		<b>4,243,059,887</b>	4,285,138,000	<b>4,196,182,618</b>	▲88,955,382	▲46,877,269
療養給付費		3,674,516,466	3,748,604,000	<b>3,599,524,433</b>	▲149,079,567	▲74,992,033
療養費		6,100,238	9,713,000	<b>8,320,079</b>	▲1,392,921	2,219,841
高額療養費		561,327,057	525,516,000	<b>587,519,543</b>	62,003,543	26,192,486
高額介護合算療養費		1,116,126	1,200,000	<b>782,643</b>	▲417,357	▲333,483
移送費		0	105,000	<b>35,920</b>	▲69,080	35,920
退職被保険者等		0	3,000	<b>0</b>	▲3,000	0
療養給付費		0	1,000	<b>0</b>	▲1,000	0
療養費		0	1,000	<b>0</b>	▲1,000	0
高額療養費		0	1,000	<b>0</b>	▲1,000	0
高額介護合算療養費		0	0	<b>0</b>	0	0
移送費		0	0	<b>0</b>	0	0
審査支払手数料		12,757,584	12,913,000	<b>11,957,360</b>	▲955,640	▲800,224
出産育児一時金		<b>4,202,100</b>	7,504,000	<b>4,372,060</b>	▲3,131,940	169,960
出産育児一時金		4,200,000	7,500,000	<b>4,370,380</b>	▲3,129,620	170,380
支払手数料		2,100	4,000	<b>1,680</b>	▲2,320	▲420
葬祭費		3,210,000	3,090,000	<b>2,700,000</b>	▲390,000	▲510,000
傷病手当金		425,393	1,019,000	<b>40,266</b>	▲978,734	▲385,127
国保事業費納付金		<b>1,254,519,303</b>	1,141,330,000	<b>1,141,328,898</b>	▲1,102	▲113,190,405
医療給付費		920,358,308	798,035,000	<b>798,034,218</b>	▲782	▲122,324,090
後期高齢者支援金		263,489,006	268,712,000	<b>268,711,697</b>	▲303	5,222,691
介護納付金		70,671,989	74,583,000	<b>74,582,983</b>	▲17	3,910,994
共同事業拠出金		186	2,000	<b>273</b>	▲1,727	87
保健事業		<b>67,864,719</b>	74,136,000	<b>64,998,350</b>	▲9,137,650	▲2,866,369
特定健康診査費等事業費		49,605,879	52,932,000	<b>46,427,552</b>	▲6,504,448	▲3,178,327
保健衛生普及費	18,258,840	21,204,000	<b>18,570,798</b>	▲2,633,202	311,958	
基金積立金	42,748,530	23,703,000	<b>23,703,011</b>	11	▲19,045,519	
公債費	0	1,000	<b>0</b>	▲1,000	0	
諸支出金	96,564,221	115,410,000	<b>97,474,577</b>	▲17,935,423	910,356	
予備費	0	10,000,000	<b>0</b>	▲10,000,000	0	
歳出合計	<b>5,869,255,632</b>	5,834,946,000	<b>5,680,562,947</b>	▲154,383,053	▲188,692,685	
収支差引額 (歳入合計-歳出合計)	25,767,024	0	<b>7,292,771</b>		▲18,474,253	

(直営診療施設勘定) 歳入歳出決算総括表

(単位：円)

区分	款	令和4年度 決算額 (A)	令和5年度			対前年度 増減額 (E) : (C)-(A)
			予算現額 (B)	決算額 (C)	対予算増減額 (D) : (C)-(B)	
歳入	診療収入	151,683,279	138,830,000	<b>147,621,094</b>	8,791,094	<b>▲4,062,185</b>
	使用料及び手数料	29,000	29,000	<b>29,000</b>	0	0
	県支出金	4,000,000	5,759,000	<b>4,971,000</b>	▲788,000	971,000
	繰入金	77,434,260	98,392,000	<b>80,336,185</b>	▲18,055,815	2,901,925
	諸収入	5,057,242	5,077,000	<b>6,247,074</b>	1,170,074	1,189,832
	市債	0	0	<b>0</b>	0	0
	歳入合計	<b>238,203,781</b>	<b>248,087,000</b>	<b>239,204,353</b>	<b>▲8,882,647</b>	<b>1,000,572</b>
歳出	総務費	189,363,303	195,222,000	<b>190,910,951</b>	▲4,311,049	1,547,648
	医療費	44,781,030	52,865,000	<b>48,293,402</b>	▲4,571,598	3,512,372
	公債費	4,059,448	0	<b>0</b>	0	<b>▲4,059,448</b>
	歳出合計	<b>238,203,781</b>	<b>248,087,000</b>	<b>239,204,353</b>	<b>▲8,882,647</b>	<b>1,000,572</b>
	収支差引額 (歳入合計-歳出合計)	0	0	<b>0</b>		0

報告第2号 令和6年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算について  
(事業勘定第1号) 歳入歳出予算

(単位：千円)

区分	款	令和6年度			備考
		補正前予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C):(A)+(B)	
歳入	国民健康保険料	691,209	0	691,209	
	一般被保険者	691,191		691,191	
	退職被保険者等	18		18	
	一部負担金	2		2	
	使用料及び手数料	700		700	
	国庫支出金	0		0	
	県支出金	4,187,663	0	4,187,663	
	保険給付費等交付金(普通)	4,012,761		4,012,761	
	保険給付費等交付金(特別)	174,902		174,902	
	財産収入	978		978	
	繰入金	644,358	5,665	650,023	
	一般会計繰入金	634,358	4,967	639,325	
	財政調整基金繰入金	10,000	698	10,698	
	繰越金	1	7,292	7,293	
	諸収入	4,507	21,573	26,080	
	歳入合計	5,529,418	34,530	5,563,948	
	歳出	総務費	158,979	4,967	163,946
保険給付費		4,022,242	0	4,022,242	
一般被保険者		4,000,268	0	4,000,268	
療養給付費		3,454,227		3,454,227	
療養費		6,945		6,945	
高額療養費		537,791		537,791	
高額介護合算療養費		1,200		1,200	
移送費		105		105	
審査支払手数料		12,623		12,623	
出産育児一時金		6,003	0	6,003	
出産育児一時金		6,000		6,000	
支払手数料		3		3	
葬祭費		3,300		3,300	
傷病手当金		48		48	
国保事業費納付金		1,113,184	0	1,113,184	
医療給付費		774,605		774,605	
後期高齢者支援金		256,382		256,382	
介護納付金		82,197		82,197	
保健事業		74,199	0	74,199	
特定健康診査費等事業費		53,852		53,852	
保健衛生普及費		20,347		20,347	
基金積立金	979	3,646	4,625		
公債費	1		1		
諸支出金	149,834	25,917	175,751		
予備費	10,000		10,000		
歳出合計	5,529,418	34,530	5,563,948		

- ・令和5年度保険給付費等の確定に伴う調整
- ・令和5年度決算剰余金の積立
- ・自治体情報システム標準化対応に係る経費の調整

報告第3号 令和6年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算について  
(事業勘定第2号) 歳入歳出予算

(単位:千円)

区分	款	令和6年度			備考
		補正前予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C):(A)+(B)	
歳入	国民健康保険料	691,209	0	691,209	
	一般被保険者	691,191		691,191	
	退職被保険者等	18		18	
	一部負担金	2		2	
	使用料及び手数料	700		700	
	国庫支出金	0		0	
	県支出金	4,187,663	0	4,187,663	
	保険給付費等交付金(普通)	4,012,761		4,012,761	
	保険給付費等交付金(特別)	174,902		174,902	
	財産収入	978		978	
	繰入金	650,023	▲13,190	636,833	
	一般会計繰入金	639,325	▲13,837	625,488	
	財政調整基金繰入金	10,698	647	11,345	
	繰越金	7,293		7,293	
	諸収入	26,080		26,080	
	歳入合計	5,563,948	▲13,190	5,550,758	
	歳出	総務費	163,946	▲18,561	145,385
保険給付費		4,022,242	0	4,022,242	
一般被保険者		4,000,268	0	4,000,268	
療養給付費		3,454,227		3,454,227	
療養費		6,945		6,945	
高額療養費		537,791		537,791	
高額介護合算療養費		1,200		1,200	
移送費		105		105	
審査支払手数料		12,623		12,623	
出産育児一時金		6,003	0	6,003	
出産育児一時金		6,000		6,000	
支払手数料		3		3	
葬祭費		3,300		3,300	
傷病手当金		48		48	
国保事業費納付金		1,113,184	0	1,113,184	
医療給付費		774,605		774,605	
後期高齢者支援金		256,382		256,382	
介護納付金		82,197		82,197	
保健事業		74,199	647	74,846	
特定健康診査費等事業費		53,852	647	54,499	
保健衛生普及費	20,347		20,347		
基金積立金	4,625		4,625		
公債費	1		1		
諸支出金	175,751	4,724	180,475		
予備費	10,000		10,000		
歳出合計	5,563,948	▲13,190	5,550,758		

・給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整

(直営診療施設勘定第2号) 歳入歳出予算

(単位：千円)

区分	款	令和6年度			備考
		補正前予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C) : (A)+(B)	
歳入	診療収入	137,770	0	137,770	
	使用料及び手数料	29	0	29	
	県支出金	3,235	0	3,235	
	繰入金	146,081	4,724	150,805	
	諸収入	5,077	0	5,077	
	市債	0	0	0	
	歳入合計	292,192	4,724	296,916	
歳出	総務費	237,659	4,724	242,383	
	医療費	54,533	0	54,533	
	公債費	0	0	0	
	歳出合計	292,192	4,724	296,916	

- ・給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整

〔 協 議 事 項 〕

諮問第1号 令和6年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(案)について  
(事業勘定第3号) 歳入歳出予算

(単位:千円)

区分	款	令和6年度			備考
		補正前予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C):(A)+(B)	
歳入	国民健康保険料	691,209	▲8,960	682,249	
	一般被保険者	691,191	▲8,960	682,231	
	退職被保険者等	18		18	
	一部負担金	2		2	
	使用料及び手数料	700		700	
	国庫支出金	0		0	
	県支出金	4,187,663	211,195	4,398,858	
	保険給付費等交付金(普通)	4,012,761	210,687	4,223,448	
	保険給付費等交付金(特別)	174,902	508	175,410	
	財産収入	978	90	1,068	
	繰入金	636,833	52,733	689,566	
	一般会計繰入金	625,488	▲36,621	588,867	
	財政調整基金繰入金	11,345	89,354	100,699	
	繰越金	7,293		7,293	
	諸収入	26,080		26,080	
	歳入合計	5,550,758	255,058	5,805,816	
	歳出	総務費	145,385		145,385
保険給付費		4,022,242	210,687	4,232,929	
一般被保険者		4,000,268	210,687	4,210,955	
療養給付費		3,454,227	210,687	3,664,914	
療養費		6,945		6,945	
高額療養費		537,791		537,791	
高額介護合算療養費		1,200		1,200	
移送費		105		105	
審査支払手数料		12,623		12,623	
出産育児一時金		6,003	0	6,003	
出産育児一時金		6,000		6,000	
支払手数料		3		3	
葬祭費		3,300		3,300	
傷病手当金		48		48	
国保事業費納付金		1,113,184	72,691	1,185,875	
医療給付費		774,605	78,621	853,226	
後期高齢者支援金		256,382	3,552	259,934	
介護納付金		82,197	▲9,482	72,715	
保健事業		74,846	▲6,400	68,446	
特定健康診査費等事業費		54,499	▲3,500	50,999	
保健衛生普及費	20,347	▲2,900	17,447		
基金積立金	4,625	90	4,715		
公債費	1		1		
諸支出金	180,475	▲22,010	158,465		
予備費	10,000		10,000		
歳出合計	5,550,758	255,058	5,805,816		

- ・歳入(保険料、繰入金等)及び歳出(保険給付費、事業費納付金等)に係る調整
- ・利子の積立に伴う調整
- ・直営診療施設運営費の調整

(直営診療施設勘定第3号) 歳入歳出予算

(単位：千円)

区分	款	令和6年度			備考
		補正前予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C) : (A)+(B)	
歳入	診療収入	137,770	0	137,770	
	使用料及び手数料	29	0	29	
	県支出金	3,235	▲1,495	1,740	
	繰入金	150,805	▲21,410	129,395	
	諸収入	5,077	0	5,077	
	市債	0	0	0	
	歳入合計	296,916	▲22,905	274,011	
歳出	総務費	242,383	▲21,887	220,496	
	医療費	54,533	▲1,018	53,515	
	公債費	0	0	0	
	歳出合計	296,916	▲22,905	274,011	

・ 不用額の調整

諮問第2号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について  
(事業勘定) 歳入歳出予算

(単位:千円)

区分	款	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	増減額 (C):(B)-(A)	備考
歳入	国民健康保険料	691,209	775,188	83,979	
	一般被保険者	691,191	775,188	83,997	
	退職被保険者等	18	0	▲18	
	一部負担金	2	2	0	
	使用料及び手数料	700	700	0	
	国庫支出金	0	0	0	
	県支出金	4,187,663	4,324,416	136,753	
	保険給付費等交付金(普通)	4,012,761	4,150,665	137,904	
	保険給付費等交付金(特別)	174,902	173,751	▲1,151	
	財産収入	978	1,847	869	
	繰入金	644,358	634,889	▲9,469	
	一般会計繰入金	634,358	624,889	▲9,469	
	財政調整基金繰入金	10,000	10,000	0	
	繰越金	1	1	0	
	諸収入	4,507	4,505	▲2	
	歳入合計	5,529,418	5,741,548	212,130	
	歳出	総務費	158,979	181,608	22,629
保険給付費		4,022,242	4,158,998	136,756	
一般被保険者		4,000,268	4,137,810	137,542	
療養給付費		3,454,227	3,542,919	88,692	
療養費		6,945	8,289	1,344	
高額療養費		537,791	585,297	47,506	
高額介護合算療養費		1,200	1,200	0	
移送費		105	105	0	
審査支払手数料		12,623	12,984	361	
出産育児一時金		6,003	5,503	▲500	
出産育児一時金		6,000	5,500	▲500	
支払手数料		3	3	0	
葬祭費		3,300	2,700	▲600	
傷病手当金		48	1	▲47	
国保事業費納付金		1,113,184	1,173,110	59,926	
医療給付費		774,605	856,178	81,573	
後期高齢者支援金		256,382	239,700	▲16,682	
介護納付金		82,197	77,232	▲4,965	
保健事業		74,199	81,501	7,302	
特定健康診査費等事業費		53,852	62,312	8,460	
保健衛生普及費	20,347	19,189	▲1,158		
基金積立金	979	1,848	869		
公債費	1	1	0		
諸支出金	149,834	134,482	▲15,352		
予備費	10,000	10,000	0		
歳出合計	5,529,418	5,741,548	212,130		
収支差引額 (歳入合計-歳出合計)	0	0	0		

(直営診療施設勘定) 歳入歳出予算

(単位：千円)

区分	款	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	増減額 (C) : (B)-(A)	備考
歳入	診療収入	137,770	153,187	15,417	
	使用料及び手数料	29	29	0	
	県支出金	3,235	6,599	3,364	
	繰入金	146,081	133,131	▲12,950	
	諸収入	5,077	2,588	▲2,489	
	市債	0	0	0	
	歳入合計	292,192	295,534	3,342	
歳出	総務費	237,659	229,109	▲8,550	
	医療費	54,533	66,425	11,892	
	公債費	0	0	0	
	歳出合計	292,192	295,534	3,342	
収支差引額 (歳入合計-歳出合計)	0	0	0		

## 令和7年度 浜田市国民健康保険特別会計当初予算（案）説明資料

### 1 編成概要

平成30年度より、今まで市町村単独で運営してきた国民健康保険事業について、財政の都道府県単位化が図られています。

新制度では、島根県が決定する「国保事業費納付金」を歳出として計上し、島根県へ支払うことになる一方で、保険給付費については、給付に必要な費用を全額島根県から「保険給付費等交付金」として交付を受けることになるため、令和7年度においても同制度に合致した予算計上を行っています。

改革の方向性		
1. 運営のあり方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>島根県が、県内の市町村とともに</b>国保の運営を担う</li> <li>○ <b>島根県が財政運営の責任主体</b>となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の<b>国保運営に中心的な役割</b>を担い、制度を安定化</li> <li>○ 島根県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの <b>国保事業費納付金</b> を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を島根県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 (※4. 5. も同様)	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理 (被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの <b>標準保険料率</b> を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・給付に必要な費用を全額市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業の実施 (データヘルス事業等)

### 2 予算規模

予算額は次のとおりです。

(単位:千円)

会 計 名	令和7年度	令和6年度	対前年比較
国民健康保険特別会計	6,037,082	5,821,610	215,472
事業勘定	5,741,548	5,529,418	212,130
直営診療施設勘定	295,534	292,192	3,342

〔事業勘定〕 概要

令和7年度国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算は歳入歳出 57 億 4,154 万 8 千円です。

令和6年度当初予算と比較して2億1,213万円増額となった主な要因は、歳出の保険給付費の増額です。

歳入歳出予算総括表

【歳入】

【単位：千円】

款	令和7年度予算額	令和6年度予算額	比較
国民健康保険料	775,188	691,209	83,979
一部負担金	2	2	0
使用料及び手数料	700	700	0
国庫支出金	0	0	0
県支出金	4,324,416	4,187,663	136,753
財産収入	1,847	978	869
繰入金	634,889	644,358	▲9,469
繰越金	1	1	0
諸収入	4,505	4,507	▲2
歳入合計	5,741,548	5,529,418	212,130

【歳出】

【単位：千円】

款	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	比較	令和7年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
総務費	181,608	158,979	22,629	4,297	0	169,619	7,692
保険給付費	4,158,998	4,022,242	136,756	4,150,666	0	3,667	4,665
事業費納付金	1,173,110	1,113,184	59,926	94,517	0	349,554	729,039
保健事業	81,501	74,199	7,302	46,699	0	255	34,547
基金積立金	1,848	979	869	0	0	1,847	1
公債費	1	1	0	0	0	0	1
諸支出金	134,482	149,834	▲15,352	28,237	0	102,494	3,751
予備費	10,000	10,000	0	0	0	10,000	0
歳出合計	5,741,548	5,529,418	212,130	4,324,416	0	637,436	779,696

【主な歳入内訳】

(国民健康保険料)

国民健康保険料は、一般被保険者分 7 億 7,518 万 8 千円（前年度当初予算比 8,399 万 7 千円増）を計上します。

令和 7 年度保険料賦課総額については、6 月本算定前に開催する浜田市国民健康保険運営協議会への諮問、答申により保険料率を確定するため、その後に決定します。

【単位：千円】

区 分			当初予算額		比較増減 C : A - B
			令和7年度 A	令和6年度 B	
一般被保険者	現年分	医療分	535,133	441,843	93,290
		支援金分	171,750	175,285	▲3,535
		介護分	57,924	60,774	▲2,850
	滞納繰越分	医療分	6,515	8,690	▲2,175
		支援金分	2,516	2,964	▲448
		介護分	1,350	1,635	▲285
	現年分 + 滞納繰越分	医療分	541,648	450,533	91,115
		支援金分	174,266	178,249	▲3,983
		介護分	59,274	62,409	▲3,135
	計		775,188	691,191	83,997
退職被保険者等	現年分	医療分	0	0	0
		支援金分	0	0	0
		介護分	0	0	0
	滞納繰越分	医療分	0	10	▲10
		支援金分	0	3	▲3
		介護分	0	5	▲5
	現年分 + 滞納繰越分	医療分	0	10	▲10
		支援金分	0	3	▲3
		介護分	0	5	▲5
	計		0	18	▲18
合 計			775,188	691,209	83,979

### (国庫支出金)

平成 30 年度に国民健康保険事業に係る財政の県単位化が図られて以降、補助金は原則として県支出金へ移行となっているため、災害やシステム改修等に係る臨時的な経費のみが対象となります。

令和 7 年度については、現時点で補助の予定はないため、予算計上していません。

(単位：千円)

区 分	令和7年度	令和6年度	比較
国庫補助金	0	0	0
災害臨時特例補助金	0	0	0
総務費補助金	0	0	0
国庫支出金合計	0	0	0

### (県支出金)

平成 30 年度から創設された「保険給付費等交付金」において、**普通交付金**として一般及び退職被保険者に対する保険給付費の全額が交付され、**特別交付金**として市町村の特別事情や実績に応じて以下 4 つの観点から交付されます。

① 特別調整交付金分（市町村向け）

旧調整交付金（国）における特別調整交付金のメニューのうち、新制度でも交付対象となるもの。精神に係る給付費多額に対する交付、保険料軽減に対する交付、直営診療施設の事業に対する交付などを予算計上。

② 保険者努力支援制度交付金

医療費適正化に向けた取組等に対して点数評価され、その点数に応じて配分される交付金。（県に対する交付が合計 600 億円、市への直接交付が合計 400 億円の規模）

③ 県繰入金（2号分）

旧調整交付金（県）における特別調整交付金のメニューのうち、新制度でも交付対象となるもの。医療費適正化に対する交付、保険料収納実績や保健事業実績に対する交付などを予算計上。

④ 特定健康診査等負担金

特定健診等の実施において国庫負担金・県負担金にて計上していたそれぞれ 1/3 の補助について、国県併せて 2/3 の補助がなされるもの。

(単位：千円)

区 分	令和7年度	令和6年度	比較
県補助金	4,324,416	4,187,663	136,753
保険給付費等交付金	4,324,416	4,187,663	136,753
普通交付金	4,150,665	4,012,761	137,904
特別交付金	173,751	174,902	▲1,151
特別調整交付金分（市町村向け）	92,834	93,393	▲559
保険者努力支援制度交付金	26,066	24,591	1,475
県繰入金（2号分）	41,195	42,212	▲1,017
特定健康診査等負担金	13,656	14,706	▲1,050
県支出金合計	4,324,416	4,187,663	136,753

(繰入金)

繰入金は、一般会計繰入金と国民健康保険財政調整基金繰入金で、予算額 6 億 3,488 万 9 千円（前年度当初予算比 946 万 9 千円減）を見込んでいます。デジタル基盤改革支援事業繰入金は国民健康保険に係るシステム更改のための補助金を繰り入れるためのものです。

※内訳は以下のとおり

(単位：千円)

区 分		令和7年度	令和6年度	比較	
一般会計繰入金	法定繰入	保険基盤安定繰入金	242,619	252,899	▲10,280
		保険料軽減分	157,769	165,631	▲7,862
		保険者支援分	83,763	86,054	▲2,291
		未就学児均等割保険料分	706	890	▲184
		産前産後保険料免除制度分	381	324	57
	法定繰入	職員給与費等繰入金	140,101	145,848	▲5,747
		職員人件費等	97,864	117,755	▲19,891
		国保事務費等	42,237	28,093	14,144
	出産育児一時金等繰入金	3,667	4,000	▲333	
	財政安定化支援事業繰入金	84,833	90,074	▲5,241	
	デジタル基盤改革支援事業繰入金	28,818		28,818	
	法定外繰入	福祉医療助成制度繰入金	22,102	21,786	316
		保健事業負担繰入金	255	220	35
直診施設運営補助繰入金		102,494	119,531	▲17,037	
国保料上昇抑制繰入金		0	0	0	
財政調整基金繰入金	保険給付費充当	0	0	0	
	予備費充当	10,000	10,000	0	
繰入金合計		634,889	644,358	▲9,469	

【主な歳出内訳】

(総務費)

総務費は、総務管理費、徴収費、運営協議会費、趣旨普及費に係る経費で予算額 1 億 8,160 万 8 千円（前年度当初予算比 2,262 万 9 千円増）を計上します。

(単位：千円)

区分	令和7年度	令和6年度	比較
総務管理費	177,412	153,038	24,374
一般管理費（職員人件費・国保事務費・レセプト点検事業）	174,373	149,951	24,422
連合会負担金	3,039	3,087	▲48
徴収費	3,499	5,228	▲1,729
賦課事務費	2,772	4,695	▲1,923
徴収事務費	727	533	194
運営協議会費	318	312	6
趣旨普及費	379	401	▲22
総務費合計	181,608	158,979	22,629

(保険給付費)

新制度では、島根県全体の事業費納付金を算出するにあたって各市町村の保険給付費見込額を積算する必要があるため、月報で報告している保険給付費の記録に基づき、原則として過去 2～3 年間の給付費実績から伸び率を乗じて積算するという統一的な方法で島根県が推計した額を参考とし、浜田市が推計した額を予算計上します。

(単位：千円)

区分	令和7年度	令和6年度	比較
療養諸費	3,564,192	3,473,795	90,397
一般被保険者療養給付費	3,542,919	3,454,227	88,692
一般被保険者療養費	8,289	6,945	1,344
審査支払手数料	12,984	12,623	361
高額療養費	586,497	538,991	47,506
一般被保険者高額療養費	585,297	537,791	47,506
一般被保険者高額介護合算療養費	1,200	1,200	0
移送費	105	105	0
一般被保険者移送費	105	105	0
出産育児諸費	5,503	6,003	▲500
出産育児一時金	5,500	6,000	▲500
支払手数料	3	3	0
葬祭諸費	2,700	3,300	▲600
傷病諸費	1	48	▲47
保険給付費合計	4,158,998	4,022,242	136,756

### (国保事業費納付金)

平成30年度からの国保都道府県単位化に伴い、医療費水準や所得水準等を勘案して割り当てられた事業費納付金を、国民健康保険料等を財源として島根県へ支払うものです。

令和6年11月に島根県から仮係数に基づく事業費納付金額が通知されたため、その額を予算計上します。

なお、令和7年1月中旬に島根県から確定係数に基づく事業費納付金額が通知されましたが、予算編成スケジュール上、当初予算額に反映することができないため、令和7年度補正予算の計上により増減の調整を行う予定です。

(単位：円)

事業費納付金額	本係数	仮係数	比較
医療給付費	869,951,532	856,177,194	13,774,338
後期高齢者支援金	249,433,639	239,699,660	9,733,979
介護納付金	70,410,559	77,231,572	▲6,821,013
合計	1,189,795,730	1,173,108,426	16,687,304

(単位：千円)

区分	令和7年度	令和6年度	比較
医療給付費	856,178	774,605	81,573
後期高齢者支援金	239,700	256,382	▲16,682
介護納付金	77,232	82,197	▲4,965
国保事業費納付金合計	1,173,110	1,113,184	59,926

### (保健事業)

保健事業は、特定健康診査・保健指導に係る費用と脳ドック・人間ドックに係る費用が主たるものであり、予算額8,150万1千円(前年度当初予算比730万2千円増)を計上します。

特定健康診査、特定保健指導については、受診率・利用率向上のための委託事業を新規に実施するため、増額します。

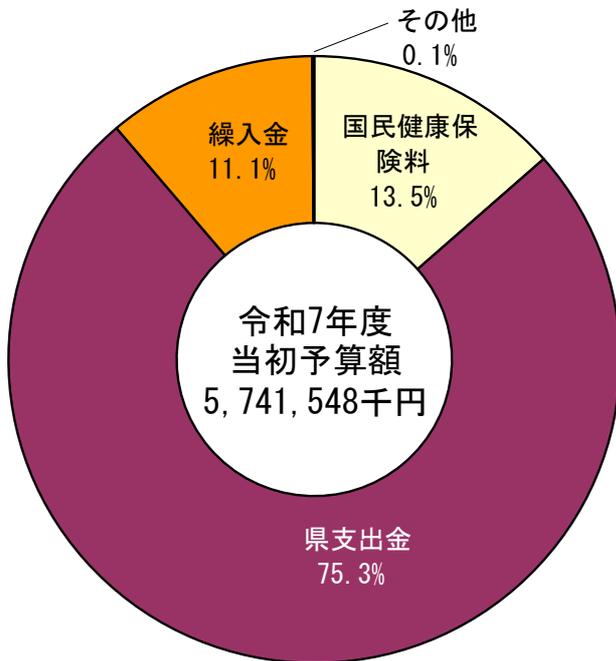
脳ドック・人間ドックについては、被保険者数の減少により受診者数が減少しているため、定員の見直しを行います。

医療費適正化事業については、糖尿病性腎症の重症化予防に向けた事業、重複・頻回受診者への指導を引き続き実施します。

(単位：千円)

事業名及び事業内容	令和7年度	令和6年度	比較
① 特定健診・保健指導事業 生活習慣病等の早期発見のための検査及びその結果による保健指導	62,312	53,852	8,460
② 保健衛生普及費 (脳ドック・人間ドック検査料の助成)	12,572	13,390	▲818
③ 医療費適正化事業	6,617	6,957	▲340
保健事業合計	81,501	74,199	7,302

〔事業勘定〕 主な当初歳入予算額の状況

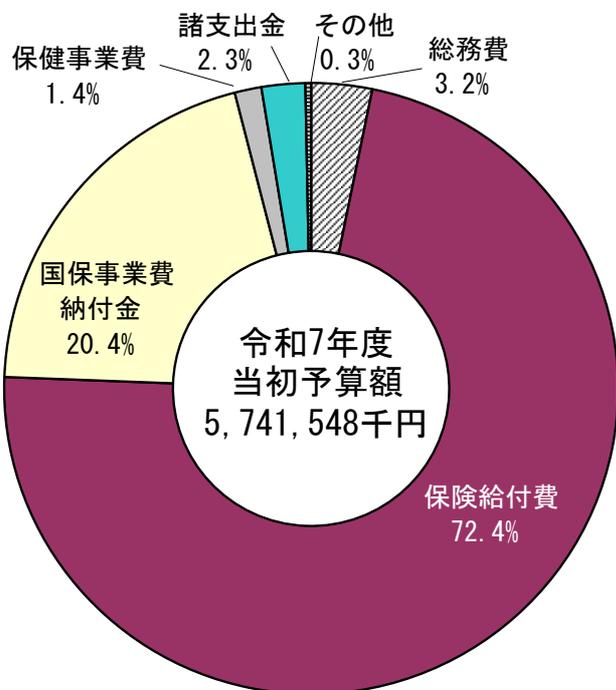


□ 国民健康保険料 ■ 県支出金 ■ 繰入金 □ その他

(単位：千円)

歳入費目	予算額	割合
国民健康保険料	775,188	13.5%
県支出金	4,324,416	75.3%
繰入金	634,889	11.1%
その他	7,055	0.1%
合計	5,741,548	100%

〔事業勘定〕 主な当初歳出予算額の状況



□ 総務費 ■ 保険給付費 □ 国保事業費納付金  
□ 保健事業費 ■ 諸支出金 ■ その他

(単位：千円)

歳出費目	予算額	割合
総務費	181,608	3.2%
保険給付費	4,158,998	72.4%
国保事業費納付金	1,173,110	20.4%
保健事業費	81,501	1.4%
諸支出金	134,482	2.3%
その他	11,849	0.3%
合計	5,741,548	100.0%

## 〔直営診療施設勘定〕 概要

令和7年度国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）当初予算は、歳入歳出2億9,553万4千円です。

### 歳入歳出予算総括表

#### 【歳入】

【単位：千円】

款	令和7年度予算額	令和6年度予算額	比較
診療収入	153,187	137,770	15,417
使用料及び手数料	29	29	0
県支出金	6,599	3,235	3,364
繰入金	133,131	146,081	▲12,950
諸収入	2,588	5,077	▲2,489
市債	0	0	0
歳入合計	295,534	292,192	3,342

#### 【歳出】

【単位：千円】

款	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	比較	令和7年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
総務費	229,109	237,659	▲8,550	0	0	135,269	93,840
医療費	66,425	54,533	11,892	6,599	0	0	59,826
公債費	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	295,534	292,192	3,342	6,599		135,269	153,666

【主な歳入内訳】

(診療収入)

(単位:千円)

区分	令和7年度	令和6年度	比較
外来収入	126,974	119,389	7,585
国民健康保険診療報酬収入	18,165	18,961	▲796
社会保険診療報酬収入	20,094	17,959	2,135
後期高齢者医療保険診療報酬	66,535	60,961	5,574
一部負担金収入	19,215	18,361	854
介護報酬収入	491	325	166
その他の診療報酬収入	2,474	2,822	▲348
その他の診療収入	26,213	18,381	7,832
諸検査等収入 (健康診断料・健康診査・予防接種等)	26,213	18,381	7,832
診療収入合計	153,187	137,770	15,417

【主な歳出内訳】

(総務費)

施設管理費

(単位:千円)

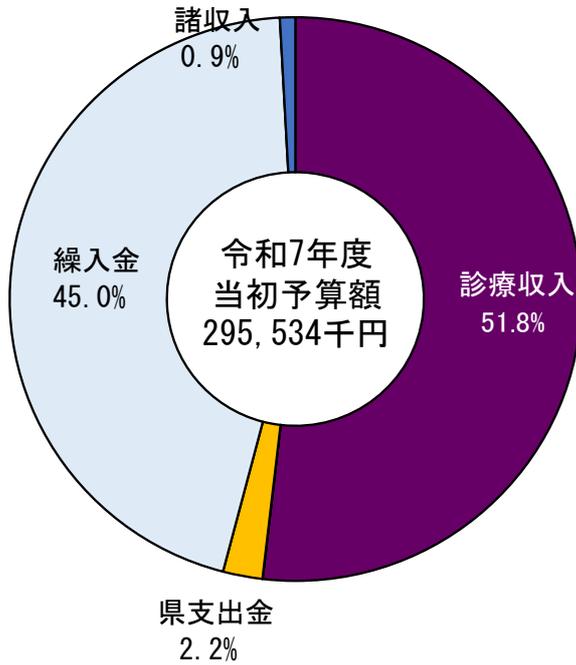
区分	令和7年度	令和6年度	比較
職員給与費	143,375	138,536	4,839
施設管理事務費	41,841	35,819	6,022
会計年度任用職員報酬等	43,893	63,304	▲19,411
一般管理費合計	229,109	237,659	▲8,550

(医業費)

(単位:千円)

区分	令和7年度	令和6年度	比較
医薬品衛生材料費	47,322	42,758	4,564
医療用機械器具費	19,103	11,775	7,328
医業費合計	66,425	54,533	11,892

〔直営診療施設勘定〕 主な当初歳入予算額の状況

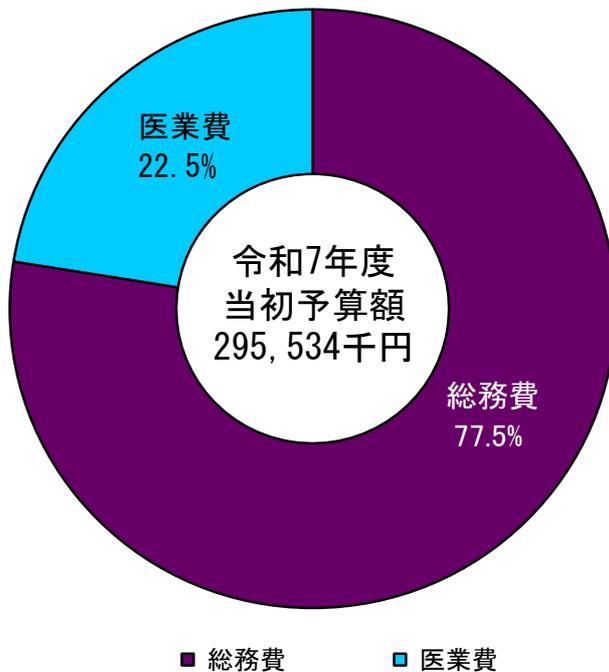


(単位：千円)

歳出費目	予算額	割合
診療収入	153,187	51.8%
使用料及び手数料	29	0.0%
県支出金	6,599	2.2%
繰入金	133,131	45.0%
諸収入	2,588	0.9%
合計	295,534	100.0%

■ 診療収入 ■ 使用料及び手数料 ■ 県支出金 □ 繰入金 ■ 諸収入

〔直営診療施設勘定〕 主な当初歳出予算額の状況



(単位：千円)

歳出費目	予算額	割合
総務費	229,109	77.5%
医業費	66,425	22.5%
公債費	0	0.0%
合計	295,534	100.0%

■ 総務費 ■ 医業費

〔その他事項〕

令和7年度に予定されている国民健康保険制度改正について

1. 保険料賦課限度額の上限引き上げ

医療分が1万円、後期高齢者支援金分が2万円引き上げとなります。これにより、介護分を含めた全体の賦課限度額は、109万円となります。

《賦課限度額》

	令和6年度	令和7年度	差
医療分	65万円	66万円	+1万円
支援金分	24万円	26万円	+2万円
介護分(※)	17万円	17万円	—
合計	106万円	109万円	+3万円

※介護分は40歳～64歳の被保険者に賦課されます。

2. 保険料軽減基準額の引き上げ（軽減の拡大）

低所得世帯に対する保険料均等割及び平等割軽減の基準額が、次のとおり引き上げられます。

軽減区分	令和6年度	令和7年度
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	(変更なし)
5割軽減	43万円+ <u>29万5千円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	<u>30万5千円</u>
2割軽減	43万円+ <u>54万5千円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	<u>56万円</u>

(※) 世帯主及び被保険者のうち、給与所得または公的年金に係る雑所得がある人。

いずれの改正も令和7年度から適用する予定です。

令和7年3月定例会議に、本件に係る条例改正を上程します。

※以下、条例改正以外の事項

3. 入院時食事代の自己負担額引き上げ

国の法令改正により、令和7年4月分から、入院時の食事代負担額が下表のとおり引き上げとなる予定です。

住民税課税世帯（下記以外の人）		1食 510円（+20円）
住民税非課税世帯	(過去12か月で90日までの入院)	1食 240円（+10円）
（オ・低所得Ⅱ）	(過去12か月で91日以上入院)	1食 190円（+10円）
住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）		1食 110円（据え置き）

#### 4. 高額療養費の自己負担限度額引き上げ

国の法令改正により、令和7年8月診療分から、高額療養費各区分の自己負担限度額が下表のとおり引き上げとなる予定です。

《70歳未満》

所得区分 (※1)		月単位の限度額	4回目以降 (※2)
ア	901万円を超える世帯	<b>290,400円 + (医療費総額 - 968,000円) × 1%</b> 現行：252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%	<b>161,100円</b> 現行：140,100円
イ	600万円を超え、901万円以下の世帯	<b>188,400円 + (医療費総額 - 628,000円) × 1%</b> 現行：167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%	<b>104,700円</b> 現行：93,000円
ウ	210万円を超え、600万円以下の世帯	<b>88,200円 + (医療費総額 - 294,000円) × 1%</b> 現行：80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	<b>48,900円</b> 現行：44,400円
エ	210万円以下の世帯（下記区分「オ」を除く）	<b>60,600円</b> 現行：57,600円	<b>46,500円</b> 現行：44,400円
オ	住民税非課税世帯	<b>36,300円</b> 現行：35,400円	<b>25,200円</b> 現行：24,600円

※1 所得は、世帯内国保加入者の所得（住民税基礎控除後の総所得金額等の額）の合計です。

※2 過去12か月に4回以上限度額に達した場合は、4回目以降限度額が下がります。

《70 歳以上》

所得区分		月単位の限度額 (外来)	月単位の限度額 (外来+入院)	4 回目以降 (※7)
現役並み Ⅲ	住民税 課税標準額 690 万円以上 の方がいる 世帯 (※3)	<b>290,400 円 + (医療費総額 - 968,000 円) × 1%</b> 現行 : 252,600 円 + (医療費総額 - 842,000 円) × 1%		<b>161,100 円</b> 現行 : 140,100 円
現役並み Ⅱ	住民税 課税標準額 380 万円以上 690 万円未満 の世帯 (※3)	<b>188,400 円 + (医療費総額 - 628,000 円) × 1%</b> 現行 : 167,400 円 + (医療費総額 - 558,000 円) × 1%		<b>104,700 円</b> 現行 : 93,000 円
現役並み Ⅰ	住民税 課税標準額 145 万円以上 380 万円未満 の世帯 (※3)	<b>88,200 円 + (医療費総額 - 294,000 円) × 1%</b> 現行 : 80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1%		<b>48,900 円</b> 現行 : 44,400 円
一般	住民税 課税世帯で、 住民税 課税標準額 145 万円未満 の世帯 (※4)	<b>18,000 円</b> (現行どおり)  年間上限 : <b>144,000 円</b> (現行どおり)	<b>60,600 円</b> 現行 : 57,600 円	<b>46,500 円</b> 現行 : 44,400 円
低所得 Ⅱ	住民税 非課税世帯 (※5)	<b>8,000 円</b> (現行どおり)	<b>25,300 円</b> 現行 : 24,600 円	<b>25,300 円</b> 現行 : 24,600 円
低所得 Ⅰ	住民税 非課税世帯 (※6)	<b>8,000 円</b> (現行どおり)	<b>15,400 円</b> 現行 : 15,000 円	<b>15,400 円</b> 現行 : 15,000 円

- ※3 世帯内の 70 歳以上の国保加入者のうち、住民税課税標準額が最も高い方で判定します。
- ※4 住民税課税世帯の判定には世帯主を含みます。住民税課税標準額は、世帯内の 70 歳以上の国保加入者のうち金額が最も高い方で判定します
- ※5 同じ世帯の世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の場合です。
- ※6 同じ世帯の世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税で、かつ、その世帯の各所得が必要経費・控除（公的年金所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる場合です。
- ※7 過去 12 か月に 4 回以上限度額に達した場合は、「低所得Ⅱ」「低所得Ⅰ」を除き、4 回目以降限度額が下がります。